# 愛知国際学院 学則

2026年4月1日

# 第1章 総則

### 第1条(目的)

本学は、外国人留学生に対する日本語教育を行い、併せて日本の文化や風習の理解及び国際 的視野の拡大を図り、もって国際交流の発展に寄与することを目的とする。

# 第2条(名称)

本学は、愛知国際学院という。運営の母体は、平成国際教育開発有限会社という。

### 第3条(位置)

本学は、本館を愛知県名古屋市中区新栄1丁目30番地29号に置く。 2号館を愛知県名古屋市中区新栄1丁目30番地3号に置く。

# 第2章 就業期間、学期及び休校日

# 第4条(始期・終期)

本学の2年進学コースは、4月に始まり翌々年3月に終わり、1年6か月進学コースは、10月に始まり翌々年3月に終わる。

前項の期間を分けて、次の各号に定める学期とする。

- (1) 2 年進学コース
  - ①第1学期 4月から9月まで
  - ②第2学期 10月から翌年3月まで
  - ③第3学期 4月から9月まで
  - ④第4学期 10月から翌年3月まで
- (2) 1年6か月進学コース
  - ①第1学期 10月から翌年3月まで
  - ②第2学期 4月から9月まで
  - ③第3学期 10月から翌年3月まで

### 第5条(休校日)

本学が授業を実施する日は、次の休校日を除いた日とする。

- (1) 本学の休校日は、次のとおりとする。
  - ①土曜日、日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - ③夏季休校(8月上旬から8月下旬)
  - ④冬季休校(12月下旬から1月上旬)
  - ⑤春季休校(3月上旬から3月下旬)
- (2) 教育上必要があり、且、やむを得ない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。
- (3) 非常災害、感染症の蔓延、その他急迫の事情があると学院長が認めるときは臨時に授業を休講にすることができる。

### 第3章 教育課程

### 第6条

本学の各コース、修業期間、入学期、授業時数、到達目標、収容定員は、次に定めるとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の一単位は45分とする。

	コース名	修業期間	入学期	授業時数 (単位時間)	到達目標	収容定員
午前	2年進学コース	2年	4 月	1520	B2	138 人
	1年6か月進学コース	1年6か月	10 月	1140	B2	59 人
午後	2年進学コース	2 年	4 月	1520	B2	138 人
	1年6か月進学コース	1年6か月	10 月	1140	B2	59 人
合計						394 人

到達目標は「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)で示された尺度に基づく。※校外活動などの特別な活動をする際や、急迫の事情があると学院長が認めるときは、前項の授業終始時間を一時的に変更することがある。

# 第7条 クラス編成

各クラスの収容定員は20名とし、その編成は生徒の成績及び出身地域を考慮して決定する。

### 第4章 学習の評価及び修了の要件

#### 第8条 学習の評価

本学における学習の評価は、A+、A、B、C、D、Eの6段階評価とし、学期ごとに行う。表現と漢字、作文、聴解、読解、発表、表現文法、進学対策、文化体験の最大8科目の科目ごとに評価し、それぞれで評価 C(総合評価の50%)以上を進級要件とする。

評価には科目により、Can-do 評価、試験評価、パフォーマンス評価、提出物評価、自己 評価、ピア評価、ポートフォリオ評価、学習の振り返りなどを用いる。

各コースの学期別科目数、科目ごとの総合成績をつける際の評価割合については別途「授業科目および成績」で定める。評価の時期・方法・割合は、入学時オリエンテーション及び各学期の授業開始時に学生に説明するものとする。

### 第9条 修了の要件

次の(1)から(3)を全て満たす者に修了を認定する。

- (1) 第6条に定めるいずれかのコースの修業期間を満了していること
- (2) コース全体の出席率が80%以上であること
- (3) 最終学期の各科目の成績が C 以上であること。なお、それ未満の科目がある場合、再 試験を受け、修了認定において C 以上の評価を得ること。

### 第5章 教員及び職員の体制

# 第10条 教職員組織

- (1) 本学に次の教職員を置く。
  - ① 学院長
  - ② 主任教員
  - ③ 教員 20人以上(うち本務等教員10人以上)
  - ④ 生活指導者 3人以上
  - ⑤ 事務職員 3人以上
- (2) 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- (3) 学院長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (4) 主任教員は教育課程の編成及び他の教員の指導に責任を持つ。また、学院長不在で緊急を要する時や学院長に事故があるとき及び学院長が欠けたときは、主任教員が臨時にその職務を行う。

# 第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業

#### 第11条 入学資格

本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育課程を修了している者、あるいは上記と同等の学力があると認められた者。
- (2) 本学入学から卒業までの学費、生活費等が確実に支弁できる者。
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある日本語を母語としない者。
- (4) 各コースにおいて求められる日本語能力がある者 イ 2年進学コースにおいては、150時間の日本語学習歴が証明できる者 ロ 1年6か月進学コースにおいては、A2相当の日本語試験に合格している者、或い はそれ相当と認められる者。

### 第12条 入学時期

本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

### 第13条 入学手続き

本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第18条に定める選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 18条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

#### 第 14 条 退学

本学のコース修業期間を満了せず途中退学しようとする者は、その理由を記し、届け出なければならない。在留資格が「留学」である者については、在留管理の都合上、以下の理由のいずれかに該当する必要があり、学院長の許可を要する。

- (1) 退学日から1か月以内に帰国する準備ができていると学院長が認める場合
- (2) 日本国内の高等教育機関等に進学する場合 ※どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。
- (3)「留学」以外の在留資格に切り替わった場合 ※在留資格変更手続き中の退学は認めない。

#### 第15条 休学及び公欠

生徒が、疾病及びその他やむを得ない理由で休学しようとする場合は、その理由及び希望 期間を記載した休学届に、診断書やその他必要書類を添えて申請し、学院長の許可を得な ければならない。許可された休学期間については、出席の対象にしないものとする。

- (1) 休学が適用される事例は次のとおりである。
  - ① 傷病により入院が必要な場合
  - ② 感染症法上の5類以上の感染症に罹患した場合
  - ③ 高校や大学等の卒業試験と卒業式に参加する場合
  - ④ 3親等以内の親族の葬儀に参列する場合
  - ⑤ その他学院長が必要と認める場合
- (2) 休学を許可できる期間は、在籍コースの総授業時数の15%までとし、かつ連続で3 か月間を超えないものとする。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せ ず、退学を促すものとする。
- (3) 生徒が休学申請をしていなくても、傷病等の理由により授業参加が困難であると 学院長が判断した場合、休学を命ずることがある。その際休学は前項で定める期間に限る。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。
- (4) 生徒が高等教育機関の入学試験やそれに準ずる学業活動のために、やむを得ず授業を休む場合は、公欠を申請することができる。その際、受験票やその必要書類を提出の上、事前に学院長の許可を受けなければならない。許可された公欠期間については、出席扱いにする。
- (5) 公欠は日単位または時間単位で適用する。公欠が適用される事例は次の通りである。
  - ① 高等教育機関の入学試験、教授面談、またはそれに準ずる活動に参加する場合。 ただし、進学に関して参加が必須ではないもの、または必須であっても授業時間以 外に振り替えられるものは不可とする。
  - ② 日本国内の就職を目的とした入社試験に参加する場合。ただし、会社説明会など、参加が入社試験上必須ではないもの、又は授業時間以外に振り替えられるものは不可とする。並びにアルバイトの面接試験は許可しない。
  - ③ その他学院長が必要と認める場合

#### 第16条 転入学

ここでの転入学は認定日本語教育機関間での転入学を指し、生徒が都合により転入学を希望する場合は、必要な書類を提出し、学院長へ願い出なければならない。転入学の可否については、両校で協議の上決定。他校から本学へ受け入れる場合も同様とする。また、災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、提携校への転学支援を行う。

### 第17条 卒業の認定

学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。学院長は、本学所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する。但し、所定の教育課程を修了することなく、中途で進学或いは退学をした者には、在籍した期間を示した履修証明書を発行する。

### 第7章

# 第8章 生徒納付金等

# 第18条 納付金

(1) 納付金の詳細は、下表の通りとする。

項目	2 年進学コース	一年 6 か月	備考	
グロ	2 午延于 3 八	進学コース		
選考料	¥22,000	¥22,000	入学時のみ	
入学金	¥88,000	¥88,000		
授業料(一年目)	¥726,000	¥726,000	一年分の学費	
教材費	¥30,000	¥25,000		
健康管理費	¥13,000	¥13,000	入学から卒業までの	
外部試験費	¥14,000	¥14,000	費用	
団体保険料	¥20,000	¥15,000		
(入学時支払い額合計)	¥913,000	¥903,000		

授業料(二年目)	¥726,000 (一年分の学費)	¥363,000 (半年分の学費)	ビザ更新前に支払い
(卒業までの支払い額合計)	¥1,639,000	¥1,266,000	

- (2) 生徒は納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
- (3) 大災害等の学院長が認める特別な事由があった場合、前項の規定にかかわらず別に定めるところにより延納、分納、授業料の全部又は一部減免の措置を取ることがある。
- (4) 生徒が正当な理由無く、且、所定の手続を行わずに、授業料等の納付金を1ヶ月以上 滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、学院長は当該生徒を除籍処分 にする。また、除籍後も滞納していた授業料 が最終期日までに支払われない場合は、 抹籍とする。

(5) 生徒納付金は、社会情勢その他の事情により変更することがある。ただし、既に入学 している者については、入学後に納付金を変更しないことを原則とする。

### 第19条 生徒納付金の返金

第 14 条の手続きに則り退学した者には次学期以降の授業料を一部返還するものとする。 詳細については本学の返金規定による。また、本校の責において授業が行われなかった場合は、その期間に応じて授業料の全額を返還する。

### 第9章 賞罰

#### 第 20 条 賞罰

賞罰については、別途賞罰規定を定めその要件等について入学時オリエンテーションなど で告知するものとする。

### 第21条 退学処分

生徒がこの学則及び本学が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき は、学院長は当該生徒に対して退学処分を行うことができる。

- (1) 性行不良で校則に違反し学校の秩序を乱す行為をした者、その他生徒としての本分に 反した者で、度重なる指導にもかかわらず改善の見込みがないと学院長が認める者。
- (2) 学習意欲が極端に低く、教師のクラス運営活動を乱し、または学力劣等で成業の見込みがないと学院長が認める者。
- (3)3か月間の平均出席率が75%を下回った場合、処分の対象となる。ただし、学院長が出席状況の改善に見込みがあると判断した場合は、処分を保留することができる。
- (4) 本学に届けるべき事項(在留カード番号、住所、電話番号、アルバイト先等)の届出 及び変更手続きを求めてもそれに従わない者。
- (5) 留学生として禁止されているアルバイトに従事し、学校の停止勧告にも関わらずそれに従わない者。
- (6) 学校の禁止勧告にもかかわらず、校内で政治・宗教活動をする者。
- (7) 正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料または寮費等納入金を1カ月 以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者。
- (8) 本学の賞罰規定に反し、減点が合計で9点以上になった者。
- (9) 日本国憲法・法令に違反し、関係当局より処罰された者。

### 第10章 寄宿舎

#### 第22条 学生宿舎

本学では、生徒の経済性・利便性・快適性および管理性の向上を目的として、自己所有または関連会社が設置する学生宿舎を保有しており、来日前に入居希望の有無を確認した上

で宿舎の提供を行う。ただし、希望者が定員を超えた場合には、入居できない学生に対し て個別に支援を行うものとする。

# 第10章 雑則

### 第22条 健康保険

生徒は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

# 第23条 健康診断

健康診断は年1回実施するので、生徒は必ず受診しなければならない。ただし、健康上の 理由、またはやむを得ない理由があると学院長が判断した場合はその限りではない。

# 第24条 その他の規則

本則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基準』、並びに その諸規則と、出入国在留管理庁の通達・通知に従って学校運営を行うものとする。

### 第 25 条 改定

本則を改訂する際は、学院長と主任教員及び事務長が出席する校内会議で決定を行うものとする。また、学則の改訂においては、十分な期間をもって生徒に告知するものとする。